

氏名 (法人にあっては名称)	株式会社ソルコム
住所	広島市中区南千田東町 2-3 2
計画期間	平成 23 年 4 月 1 日 ~ 平成 26 年 3 月 31 日
基準日	平成 23 年 3 月末日

1 事業者の要件

特定自動車使用事業者

2 事業の概要

電気通信工事の請負、土木一式工事の請負、電気工事の請負、測量工事の請負、建築工事の請負、電気通信機器・情報処理機器及び事務用機器の賃貸・販売、インターネット接続サービス（プロバイダ）等
--

3 基準日における特定自動車の保有状況

事業所名	所在地 (区・町名)	ガソリン				軽油			その他				計
		中・大型自動車	普通自動車	小型自動車	軽自動車	中・大型自動車	普通自動車	小型自動車	中・大型自動車	普通自動車	小型自動車	軽自動車	
本社	中区南千田東町 2 丁目	0	6	32	34	0	0	12	0	0	0	0	84
広島支店	中区光南 6 丁目	0	1	10	16	0	8	1	0	0	0	0	36
出島ビル	南区出島 2 丁目	0	0	10	9	0	3	3	0	0	0	0	25
広島北営業所	安佐北区口田町	0	0	6	11	0	3	0	0	0	0	0	20
広島SOセンタ	広島市南区大州	0	0	2	6	0	0	1	0	0	0	0	9
(福山支店	福山市南手城町	0	1	8	36	0	2	1	0	0	0	0	48)
(三次営業所	三次市南畑敷町	0	0	4	6	0	0	0	0	0	0	0	10)
()
()
()
()
合 計			7	60	76		14	17					174
			8	72	118		16	18					232]

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

各部門の長が、それぞれの事業所の責任者として計画を推進する。

5 特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標

(1) 基本方針

車両の購入に当たっては、低燃費かつ低排出ガス車の導入に努めるとともに、必要最小限の大きさの自動車とし、車両の小型化を進める。

(2) 低公害車等の導入に関する計画（各年度とも年度末日における台数）

種別		低公害車等の保有台数（台）							
		基準日	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		
			目標	純増(*4)	目標	純増(*4)	目標	純増(*4)	
低公害車(*1)	CNG（天然ガス）自動車	0 [0]	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
	電気自動車	0 [0]	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
	ハイブリッド自動車	1 [1]	1 1	0 0	1 1	0 0	2 2	1 1	
	メタノール自動車	0 [0]	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
	低燃費かつ低排出ガス認定車(*3)	133 [172]	133 174	0 2	133 175	0 3	133 176	0 4	
	次世代低公害車（燃料電池自動車等）	0 [0]	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
その他環境配慮車(*2)	ディーゼル自動車	低排出ガス認定車	1 [1]	1 1	0 0	1 1	0 0	1 1	0 0
		使用過程車	12 [14]	12 14	0 0	12 14	0 0	12 14	0 0
	LPG（液化石油ガス）自動車	酸化触媒装置装着車	5 [6]	5 6	0 0	5 6	0 0	5 6	0 0
		LPG（液化石油ガス）自動車	0 [0]	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
低公害車等の計		152 [194]	152 196	0 2	152 197	0 3	153 199	1 5	
総台数		174 [232]	171 229	169 225	166 222				
低公害車等の導入率		87% [84%]	89% 86%	90% 88%	92% 90%				

(*1) 「低公害車」とは、地球温暖化、大気汚染の観点から国が定めたものである。

(*2) 「その他環境配慮車」とは、環境への配慮において「低公害車」に準ずるものである。

(*3) 「低燃費かつ低排出ガス認定車」とは、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準早期達成車で、かつ、「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス認定車のことである。

(*4) 上表の純増は計画値である。

(*5) []内は県内分、()内は広島市内分を除く県内分、その他は広島市分を示す。

(3) 自動車の使用抑制等

公共交通機関の利用・・・業務に支障のない範囲で、公共交通機関や自転車の利用等、自動車の使用抑制に努める。

(4) 自動車の点検・整備

「点検整備マニュアル」により、従業員に点検及び整備の周知徹底を図る。

1. 責任者の配置：車両管理規程で定められた車両管理責任者
2. 定期点検の実施
 - 1年車検：6ヶ月点検・12ヶ月点検「継続検査」
 - 2年車検：12ヶ月点検・24ヶ月点検「継続検査」および中間点検
3. 運行前点検の確実な実施
 - ・「自動車日常点検表」による点検
4. エンジンオイルの適正な交換
 - ・軽自動車：5,000km走行後および、走行距離が5,000kmに満たない場合は、前回交換から6ヶ月後。
 - ・普通自動車：10,000km走行後および、走行距離が10,000kmに満たない場合は、前回交換から6ヶ月後。
5. 適正なタイヤ空気圧の維持
 - ・適正な空気圧での走行は、良好な燃費状態の維持、排出ガスの抑制につながる。

(5) 燃料抑制のための運転

「エコドライブ実施マニュアル」を作成し、次の内容を定め従業員に周知徹底を図る。

1. 責任者の配置：車両管理規程で定められた車両管理責任者
2. 各運転手の実践項目
 - ・停車時のアイドリングストップ
 - ・経済速度で走行する
 - ・不要な荷物は積まない
 - ・急発進、急加速、急ブレーキは止め、適切な車間距離をとる
 - ・マニュアル車は早めにシフトアップする
 - ・減速時には、エンジンブレーキを活用する
 - ・エアコンの使用を控えめにする
 - ・違法駐車をしない
 - ・計画的なドライブをする
3. 業務用車両への「実行していますアイドリングストップ」と記載したステッカーを貼付する。

(6) 従業員教育等

適正な整備：「点検・整備マニュアル」により、従業員を教育し、周知・徹底を図る。

適切な運転：「エコドライブ実施マニュアル」により、従業員を教育し、周知・徹底を図る。

アイドリング・ストップの励行：駐車場にアイドリング・ストップの励行を表示し、従業員を教育し、周知・徹底を図る。